

高齢受給者証^{※注1} 交付の流れ

平成29年1月～12月までの所得額

70歳以上国保加入者 全員が

課税標準額^{※注2.3} 145万円未満

または、誕生日がS20.1.2生まれ以降の者の属する世帯で70～74歳の所得の合計額が210万円以下
^{※注4}

(A)

70歳以上国保加入者のうち、同じ世帯に一人でもいたら

課税標準額 145万円以上 (B)

(A)

2割

※誕生日が昭和19年4月1日までのかたは特例措置により「1割」です

7月12日発送予定

※注1 高齢受給者証

70歳から74歳までの国保被保険者の一部負担金の割合を記載した証。個人単位で交付する。

被保険者は、70歳の誕生日の翌月から国民健康保険証と併せて使用する。(1日生まれの場合は誕生日から使用)

※注2 課税標準額

市県民税の課税算定の基礎となる額。総収入から必要経費、各控除等を差し引いた額。(確定申告の際の所得税の課税標準額とは異なる。)

※注3 調整控除

市県民税の控除の変更により、19歳未満の子供の扶養に係る控除が、平成24年度課税より行われなくなったことによる、課税標準額の増加に対応する為、基準日(前年12月31日現在)同一世帯に19歳未満の国保被保険者の子供がいる、世帯主の課税標準額から、一定額(19歳未満1人12万16歳未満1人33万)を控除する制度。

※注4 所得

国民健康保険税の課税標準額

(B)

3割

7月4日発送予定

基準収入額適用申請

申請なし

申請あり

3割

収入額による再判定

70歳以上 1人 収入額383万円未満

70歳以上 2人以上 収入額520万円未満

(旧国保被保険者を含む)

2割

※誕生日が昭和19年4月1日までのかたは特例措置により「1割」です

2割証発送

70歳以上 1人 収入額383万円以上

70歳以上 2人以上 収入額520万円以上

3割

却下通知発送

高齢受給者証^{※注1} 交付の流れ

平成29年1月～12月までの所得額

70歳以上国保加入者 全員が

課税標準額^{※注2} 145万円未満(A)

70歳以上国保加入者のうち、同じ世帯に一人でもいたら

課税標準額 145万円以上(B)

(A)

2割(平成22年3月31日まで1割)

7月12日発送予定

(B)

3割

7月9日発送予定

※注1 高齢受給者証

70歳から74歳までの国保被保険者の一部負担金の割合を記載した証。個人単位で交付する。

被保険者は、70歳の誕生日の翌月から国民健康保険証と併せて使用する。(1日生まれの場合は誕生月から使用)

※注2 課税標準額

市県民税の課税算定の基礎となる額。総収入から必要経費、各控除等を差し引いた額。(確定申告の際の所得税の課税標準額とは異なる。)